

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立西中学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こり得ることを踏まえ、全ての子どもに向けた対応が求められる。いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見・早期対応」「関係機関等との連携」を軸に基本方針を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、いじめ防止対策推進法第一章総則において定義されている。

いじめの具体的行為や現れとして以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等を使ったSNS上での誹謗中傷や仲間はずれ等の精神的苦痛を与えられる
- ・性別や人種等の差別を受ける 等

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「いじめ対策委員会（以下、委員会）」を設置する。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任または部活動顧問、学校教育相談員、SC、SSW

4 いじめ防止等のための対策

1) 情報交換

① 主任会

毎週月曜日に設定されている主任会において、各学年・学級等の様子の情報を共有し、課題に対して対策を講じる。

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、県事務

② 生徒指導委員会

学校内において、生徒に関する情報の共有化を図り、教職員が連携、協力して確かな生徒理解に基づいた適切な指導・支援を意図的・計画的に実践していく。

構成員：生徒指導主事、担当学年主任、生徒指導部、養護教諭

③ 校内特別支援委員会・就学支援委員会

特別な教育的支援を必要とする生徒の実態把握を行い、関係機関との連携のもと、学校全体で、より適切な指導・支援をする。

構成員：校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、(SC、SSW、学校教育相談員)

2) 人権教育の推進

① 道徳教育

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

② 人間関係づくりプログラムの実施

人間関係がまだ十分に育っていない各学期の初めに、人と接する際に必要な基本的なスキルや感情コントロールの仕方等について学習し、学校における各教科、領域、総合的な学習の時間、家庭生活等あらゆる場面において強化を図り、子どもたちの人間関係の構築能力を高める。

3) 子どもの自主的活動の場の設定

① 異年齢交流の推進（生徒会）

新入生を迎える会、縦割り活動を軸とした体育祭などの取り組みを通して、お互いに認め合い、助け合う関係作りを行う。

② あいさつ運動の実施

毎週水曜日に生活向上委員会を中心とした朝のあいさつ運動を実施し、仲間づくりの一助とする。

③ 生徒会宣言の日

生徒会が中心となり、過ごしやすい学校づくりのためにまとめた「生徒会宣言」について、自分たちの状況を振り返る日を毎月17日に設定する。

4) 保護者や地域への啓発

① PTA総会での周知

いじめ防止に向けた学校での取り組みや学校での現状について周知し、理解を得るとともに協力を要請する。

5) いじめに関する教職員の研修

① 生徒理解研修

教育が効果をあげるための基盤となるのは生徒理解という共通認識のもと、全教職員で生徒理解研修を年度当初に開催する。生徒指導個票をもとに家庭訪問や教室、授業での表れを交流しながら生徒理解を図っていく。

② いじめに関する校内研修

法令や通知、事例等を参考に、いじめの問題に対して、学校全体で取り組んでいけるよう、教職員の資質を高める研修を適宜実施する。

6) いじめの早期発見・早期対応

① いじめに関するアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行って、その取組の成果を評価し改善するためにアンケートを実施する。

I 年7回実施

II 実施後集計し、集計結果を基にいじめ対策委員会で、対策を検討

② 担任による教育相談の実施

生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への援助を図るために実施する。(年2回実施)

③ 学校教育相談員による教育相談の実施

教育相談の充実を図るために、心の相談員、スクールカウンセラーと連携して、生徒の問題解決に向けて、共に協力しながら生徒に対して支援を行う。

④ Q-Uの実施

一人一人のデータから、不登校になる可能性の高い生徒やいじめを受けている可能性の高い生徒、学校生活の意欲が低下している生徒などを発見し、早期対応につなげる。(年2回実施)

7) いじめに対する措置

① いじめの情報を受けた場合、担当教師、担当学年を中心に組織的に情報収集、事実確認を行う。

※第一報を管理職に入れ、対応についての指示を受ける。

② いじめが確認された場合は、管理職に報告し、いじめ対策委員会を招集する(校長の指示)。

・多方面からの情報収集により、いじめの全体像を把握し、具体的な対応方針や指導計画を決定する。

・解決に向け、いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周囲の生徒への指導、保護者への対応等についても協議し、決定する。

・継続的に経過観察を行うとともに、再発防止・未然防止に向けた指導体制を点検する。

③ いじめられた児童・生徒への配慮(いじめ対策委員会で協議)

※対応に当たる教職員やその内容については、いじめ対策委員会で協議・決定する。

・信頼関係にある教職員が組織的に対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。

・生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(別室登校や登下校の方法)を立てる。

・心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担する。

④ いじめた児童・生徒への指導(いじめ対策委員会で協議)

※対応に当たる教職員やその内容については、いじめ対策委員会で協議・決定する。

・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝える。

・安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。

・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

⑤ 周囲の児童・生徒への指導(担任・学年部)

※指導内容については、いじめ対策委員会で協議・決定する。

・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させる。

- ・勇気ある行動ができなかった自分を見つめなおし、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
- ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

⑥ 保護者への対応

- ※対応に当たる教職員やその内容については、いじめ対策委員会で協議・決定する。
- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
 - ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。

8) 重大事態対応への対処

重大事態とは、次のような場合を言う。

- I いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。ここでの財産とは、金銭、自転車、教科書等。
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- II 欠席の原因がいじめであると認められ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- III 生徒や保護者から、いじめにより上記のような重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

① 調査

重大事態が発生した場合には、御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する。

② 各対応

【生徒の対応】

○関係する生徒・保護者への対応（担当：学年主任・学級担任）

○全校生徒への対応（担当：生徒指導主事・教務主任）

- ・臨時全校集会等の開催、日課や授業変更等の措置

【保護者・地域への対応（担当：教頭・教務主任）

○臨時保護者会の開催

- ・生徒を守り、よりよい方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図ることが会の趣旨であることを伝える。
- ・全ての生徒や保護者の心情、背景等、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。
- ・保護者の信頼が得られるよう指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

○各小学校や支所との連携

- ・小学生や地域住民に不安感を与えないよう協力を依頼する。特に、マスコミへの適切な対応をお願いする。

【報道機関対応（担当：教頭）】

○窓口の一本化

取材要請があった場合、市教委と連携し、窓口の一本化を図る。

○報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して、校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。

○記者会見の設定

多くの取材要請が予想される場合は、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、市教委と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。

○明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に伝える。誤解につながるようなあいまいな回答はしない。

③ 警察対応（担当：生徒指導主事・教頭）

重大事態Ⅰの場合、市教委の指示の下、警察等関係機関との連携を図るための対応に努める。